

会報

2023年10月号

小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<http://osanai-houmu.com/>



<提供サービス>

- ・遺言書
- ・遺産分割協議書
- ・相続手続き
- ・成年後見
- ・生前贈与
- ・事業承継 他

この会報は、お世話になった方々や
セミナー参加者にお届けしています。



今回のテーマは「**相続税**」です。

親からの相続を受ける立場で、確認しなければならないのが相続税です。相続したら相続税がかかるのかどうか、かかるとしたらいくらくらいになるのかを確認しておくことが必要です。これをしておかないと、こんなはずではなかったとか、各種の特例を受けるために必要とされる10ヶ月の相続税申告期限までに相続人間の遺産分割協議が終了しないなどの問題が出てきます。

相続税の算出は少々複雑ですが、次の3ステップで計算します。

<ステップ1>

まずプラス相続財産から非課税となる相続財産を除外し、そこからマイナスの財産を差し引きます。このとき、「みなし相続財産」と「特定の贈与財産」を計算に入れる必要があります。

みなし相続財産とは、民法上は相続財産ではないけれども、相続税法上は相続財産に組み入れられる財産のことを言います。被相続人の死亡退職金や生命保険の死亡保険金などがそうです。ただし、死亡退職金や死亡保険金は「500万円×法定相続人の数」までは非課税とされています。

特定の贈与財産とは、暦年贈与や相続時精算課税制度などを利用して、被相続人から生前に贈与された財産のことです。年110万円の非課税枠を利用した暦年贈与は、相続開始前3年以内のものについて相続財産に組み入れられます。この期間は、令和10年からは段階的に7年に拡大されます。

<ステップ2>

課税対象となる相続財産が計算できたら、次に相続税の計算をします。

相続税には「3000万円+600万円×法定相続人の数」という基礎控除がありますので、課税対象となる相続財産からこの基礎控除を引いた額が課税の対象(課税遺産総額)となります。その課税遺産総額を相続人ごとに法定相続分で取得したと仮定して、次の速算表に従い、相続税額を計算し、それらを合計して相続税の総額を算出します。

【平成27年1月1日以後の場合】相続税の速算表

法定相続分に応ずる 取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

<ステップ3>

次に、その相続税の総額を、実際の遺産分割額に応じて、各人の相続税額を算出します。その後、各相続人に個別に適用される税額軽減制度を適用して、実際の納税額を決定します。

以上が、相続税の計算方法になります。

相続税は、被相続人が亡くなってから10ヵ月以内に、遺産分割を終え、税務申告しなければなりません。この期限が守られないと、配偶者税額軽減や小規模宅地特例などの軽減措置が受けられなくなりますので、この期間は非常に重要です。

遺産分割の話し合いや財産の処分などは意外と時間がかかるものです。被相続人の元気なうちから相続財産の確認をしておけば、余裕を持って準備することができます。遺言書を作成しておけば、遺産分割協議の問題を避けることができます。

疑問がある場合は、どうぞ当事務所までご相談ください。